

事業所の休業に伴う火災予防について

コロナウイルス感染拡大防止のため、休業を継続している事業所の皆さんは下記事項にご留意ください。

記

1 火気・電気の確認

ガスの元栓の閉鎖、電気配線の状況（じゅう器等に挟まれて過度な荷重が加わっていないかなど）の確認、使用していない電気器具の電源プラグを抜くなど、火気・電気の適正な管理を徹底してください。



2 放火防止の徹底

事業所の施錠を確実にを行うとともに、事業所（建物）周囲にダンボール等の可燃物を放置しないなど、放火防止対策を徹底してください。



3 避難施設等の整理

万が一に備え、避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように、次の事項を徹底してください。

- (1) 避難施設に物品等を置かない。置いてある場合は除去する。
- (2) 避難施設の出入口に設けられている扉等の開閉障害となる物品等を置かない。置いてある場合は除去する。
- (3) 防火設備（防火戸、防火シャッターなど）は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持するとともに、防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてある場合は除去する。

